



平成 24 年 7 月 13 日

株 式 会 社 ケ イ ブ
代表取締役社長兼 CEO 伊藤 雅 仁
(コード番号: 3760 JASDAQスタンダード)
問合せ先 執行役員経営管理部長 山家 英雄
(TEL 03 - 5366 - 3116)
(URL <http://www.cave.co.jp/>)

募集新株予約権（有償ストックオプション）の発行に関するお知らせ

当社は、平成24年7月13日開催の取締役会におきまして、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の従業員及び社外協力者（以下、「顧問等」という。）に対し、下記のとおりストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

記

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、一層の意欲及び士気を向上させるため、当社の従業員及び顧問等に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。なお、本新株予約権は、下記「II. 新株予約権の発行要項 3. 新株予約権の内容（6）新株予約権の行使の条件」に定めるとおり、当社の株価及び業績において、あらかじめ定める基準を達成した場合に初めて権利行使を可能とするものであること、また、権利行使価額を基準として当社株価が一定の値まで下落した場合には、被割当者たる当社従業員及び顧問等に対し、本新株予約権の行使期間満了日までに行使価額にて新株予約権を行使することを義務付けることとし、被割当者が株価下落に対し一定の責任を負う内容となっております。

II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

1,000個

2. 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権1個あたりの発行価額は、669円とする。なお、本発行価額は、公正価格とし、当社の株価情報等に基づいて、第三者機関である株式会社ブルータス・コンサルティングがモンテカルロ・シミュレーションによって算出した価額です。

3. 新株予約権の内容

（1）新株予約権の目的である株式の種類及び数

①新株予約権の目的となる株式

当社普通株式1,000株

ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使又は消却されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（又は併合）の比率

また、上記のほか、割当日後、新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

②新株予約権1個あたりの目的となる株式の数

新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は、1株とする。ただし、上記①に定める新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式の数の調整を行うことができるものとする。ただし、係る調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使又は消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

（2）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、上記（1）②に定める新株予約権1個あたりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、本件に係る取締役会決議日の直前営業日（平成24年7月12日）における株式会社大阪証券取引所JASDAQスタンダード市場の当社普通株式の終値である金80,000円とする。

なお、当社が、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成24年7月31日から平成29年7月30日までの期間とする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の新株予約権者（以下、「本新株予約権者」という。）は、下記(a)または(b)のいずれかの条件を達成した場合には、付与された新株予約権のうち2分の1の新株予約権を、下記(a)及び(b)のいずれの条件も達成した場合には、付与された新株予約権のすべてを行使することができるものとする。なお、計算の結果1個未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
 - (a) 平成25年5月期乃至平成27年5月期の監査済みの当社連結損益計算書(連結財務諸表を作成していない場合は、損益計算書)において、いずれかの期の営業利益が7億円以上となった場合。
 - (b) 平成25年5月期乃至平成28年5月期の監査済みの当社連結損益計算書(連結財務諸表を作成していない場合は、損益計算書)において、いずれか連続する2期における営業利益の合計が12億円以上となった場合。
- ② 本新株予約権者は、割当日から行使期間の終期に至るまでの間において、金融商品取引所における当社普通株式の終値が一度でも金200,000円(但し、上記(2)に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)を上回った場合にのみ、本新株予約権を行使することができるものとする。
- ③ 上記①、②の規定に関わらず、割当日から行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場する金融商品取引所における当社普通株式の終値が5営業日連続で行使価額の50%(但し、上記(2)に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)を下回った場合、本新株予約権者は、残存するすべての本新株予約権を行使価額の100%(但し、上記(2)に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)の価額で行使期間の終期までに権利行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
 - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合。
 - (b) 当社が法令や当社が上場する金融商品取引所の規則に従って開示すべ

き重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合。

(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合。

(d) その他、当社が本新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合。

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとする。

⑤ 本新株予約権の権利行使は、1個単位で行うことができるものとする。

⑥ 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとする。

4. 新株予約権の割当日

平成24年7月31日

5. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、又は当社が分割会社となる会社分割についての分割契約書・分割計画書について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会決議）がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき、株主総会の決議がなされたときは、当社は本新株予約権の全部を発行価額にて取得することができる。

6. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収合併、新設合併、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

（１）交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

（２）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（３）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 3.（１）に準じて決定するものとする。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 3.（２）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 6.（３）に従って決定される当該新株予約権の目

的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3. (3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3. (3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3. (4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3. (6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成24年7月31日

9. 申込日

平成24年7月30日

10. 新株予約権の割当を受ける者及び数

当社従業員3名 600個

当社顧問等2名 400個

なお、上記対象となる者の人数及び割当個数は、発行の上限数を示したものであり、申込状況により減少することがあります。

以 上